

議会改革特別委員会・議会運営委員会 行政調査報告書

令和2年1月14日付け委員派遣承認要求書に基づき、同日付けで議長から承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和2年3月24日

墨田区議会議長

田中邦友様

議会改革特別委員長

しもむら 緑

議会運営委員長

加藤 拓

記

1 調査期間

令和2年1月29日(水)から1月30日(木)まで

2 調査場所

- (1)大阪府堺市
- (2)愛知県知立市

3 調査事項

議会改革の取組及び議会運営について

- (1)大阪府堺市
 - ア 堺市議会議員の倫理に関する条例
 - イ 議会報告会
 - ウ 議会力向上会議
 - エ 委員会における請願・陳情者の意見陳述
- (2)愛知県知立市
 - ア 知立市議会議員政治倫理条例
 - イ 出前講座
 - ウ 政策提言

4 出席委員氏名 下線は、両委員会に重複して所属する委員

(1)議会改革特別委員会

<u>しもむら 緑</u>	<u>高柳 東彦</u>	<u>たきざわ 正宜</u>
中村 あきひろ	渋谷 ちしゅう	堀 よしあき
あさの 清美	佐藤 篤	<u>加藤 拓</u>
<u>はねだ 福代</u>	<u>おおこし 勝広</u>	加納 進

(2) 議会運営委員会

加藤 拓
しもむら 緑
おおこし 勝 広

はねだ 福 代 坂 井 ユカコ
沖 山 仁 (堺市の調査は欠席)
高 柳 東 彦

5 随行事務局職員

議会事務局長
浜 田 将 彰

議会事務局次長
瀬 戸 正 徳

議事主査
荒 井 栄

6 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【堺市】

1 市の概要

堺市周辺に人が定住し始めたのは旧石器時代のころであり、4から5世紀には仁徳天皇陵古墳をはじめ、100数基から成る百舌鳥古墳群が造られた。

平安時代、この地が摂津・河内・和泉の3国の境に位置しているところから「さかい」と呼ばれるようになり、鎌倉時代には漁港として発達し、その後西日本の海運の拠点として発展した。

戦国時代には、貿易港として黄金の時代を迎え、対明貿易や南蛮貿易など海外との交流拠点として発展した。当時の堺は世界でも珍しい環濠都市を形成し、自治都市として繁栄、明治以後、近代工業の発展、人口の増大、市域の拡大、交通の発達など、急速に近代化が進んだ。

戦後は、臨海コンビナートと泉北ニュータウンの造成により、現在の姿になり、83万人の人口を有する政令指定都市、南大阪の中核的都市として、関西の文化・経済を牽引している。

令和2年2月1日現在、人口は827,709人、面積は149.82平方キロメートルである。

(参考資料/堺市ホームページ ほか)

2 調査事項

(1) 議会改革の取組及び議会運営について

堺市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査2018ランキングにおいて、総合順位第9位となり、議会改革において先進的な市議会である。

特に、議員の倫理に関する条例については、昭和58年に全国で初めて制定し、議員の資産等の公開事項等を定め、市政に対する市民の信頼確保などに努めている。また、開かれた議会への取組の一環として、平成24年から毎年、議会報告会を開催し、議員が市民と直接意見交換等を行っているほか、議会力向上会議の開催など、議会基本条例に基づく議会活動に取り組んでいる。

3 質疑等(午後1時00分~午後2時50分)

堺市議会議員(広田新一)

~ あいさつ ~

議会改革特別委員長(しもむら 緑)

~ あいさつ ~

堺市議会事務局

~ 別添資料に基づき「議会改革の取組及び議会運営について」説明 ~

< 質 疑 >

委員(おおこし勝広)

委員間討議は、執行機関が提出する全ての議案に対して行うということですか。

市議会事務局

執行部提出議案について行ってもいいですし、常任委員会の所管事務、介護保険についてとか、商店街のことについてとか、その常任委員会の範疇の事柄について、委員会討議を行っても結構ですし、議員提出議案に対して行っても結構です。

委員(おおこし勝広)

必ずというわけではなくて、委員から希望が出た議案に関してのみということですか。

市議会事務局

はい。六つの常任委員会がありますので、大体1定例会で委員間討議をやる委員会というのは、一つ、二つあるかなというようなところです。

委員（中村あきひろ）

政治倫理条例についてですが、1983年に堺市が初めて条例を制定しましたが、国政では普通預金の対象になっていなくて、堺市は普通預金の規定をつくっている。先ほど、資産公開に関する台帳を閲覧させていただいて、別表を付けているのが普通預金のみで、ほかの部分は1円単位で出されている。議員の報酬は、1,500万円程度となっていますが、ほとんどの区分がアからウでした。別表の300万円未満。議員の感覚からする、シ、ス、セ、ソかなと思うんです。だけれども、ほとんどの人が300万円未満になっています。その本質的な実情をまず知りたいなというのが1点あります。

今、墨田区議会も喧々諤々議論しているところで、その資産公開を入れたときのメリット、デメリットというのが必要なのかなというのが知りたいなと思います。それと、虚偽報告があった場合、課税証明書が付いていない状況で、自己申告の場合だとどうなるのか教えてください。

議会改革特別委員長（しもむら 緑）

墨田区議会では、政治倫理条例を制定するか、要綱にするか等これから議論するということです。今の質問に対しては、お答えできる範囲内で結構です。

市議会事務局

議員という性質上、かなりの現金所得になるのではないかなというようなことを思われてい。実際、そのような議員もおられると聞いていますが、それはあくまでも申告主義になっていますので、どれだけ所得があるのかという調査まで実際行っていません。あくまで報告主義という形で審査等は行っていきます。

虚偽報告についてですが、資料を全て提出していただくというような形をとっていませんので、審査をしていく中で、そういうことが発覚すれば対応をしていきます。

委員（佐藤 篤）

市民発案あるいは議会報告会、意見交換会からの政策P D C Aサイクルというのが、全国の議会改革の第2幕になっていると思うんですけれども、取組事例の中で議会報告会、意見交換会ですか、ワールドカフェみたいなものとか、あとは陳情者からの意見聴取もそうですけれども、そういうもの議会として政策化して、場合によっては条例をつくるとか、そういう流れというのは、現在どのような取組の段階になるのでしょうか。

市議会事務局

市民の意見をいかにそういうスタイルに出していくかということにつきましては、明確なスタイルはありません。例えば、議会報告会で出た意見を総括発表の中で報告して機運が高まり、条例を制定したりとかということになればいいと思いますが、議員提案の場合、基本的には各会派から上がってきますので、それを議会としての政策に高めるP D C Aスタイルというのは、まだ確立はされていません。

現状は、会派からの提案を受けて議員提出議案、条例案などを提案する流れになっています。

委員（あさの清美）

議会報告会の市民への周知方法として、広報さかいに掲載すると書いてありますが、この広報は全戸配布なののでしょうか。それと、政治倫理に関する条例についてですが、倫理調査委員を公募する際に、周知方法として全世帯にわたるような方法なののでしょうか。例えば、

市役所の1カ所で「こういうのがあります」とか、ホームページとか限定的な発信なのか、
どういう形で周知して応募されているのか教えてください。

市議会事務局

広報さかいでの周知は、全戸配布です。あと、ホームページでチラシと同じものを掲載しているということと、それから過去、議員に一人50枚ほどチラシをお渡しさせていただきまして、議員から周知していただいたこともあります。また、ポスターも作ってまして、堺市内の各駅にある無料スペースを活用させていただき、ポスターの貼付、市内循環バスの車内に議会報告会の案内を掲載させていただいたこともあります。

いろんな周知方法があるんですけども、堺市に84万人の人口がいて、参加するのが40人なので、決して多くはありません。40人、45人と微増の傾向にあるんですけども、人口比でいきますと少ないということですが、議場の中で行っているの、キャパシティーとしては十分足りているというような現状です。

倫理調査会の市民委員の公募につきましては、市の広報紙の募集の旨の周知記事と併せて、市のホームページでも公報しています。

議会改革特別委員長（しもむら緑）

ほかに質問がなければ、これで終了いたします。

～ 委員長終了あいさつ ～

以上

調査概要【知立市】

1 市の概要

知立市は、愛知県のほぼ中央部に位置し、名古屋 25 キロメートル圏内にあり、刈谷・豊田・安城の 3 市に囲まれている。

江戸時代には、東海道の宿場町が置かれ、馬市や木綿市の市場町として全国に知られた。大正時代になると、国道 1 号線の改修工事や三河鉄道・愛知電鉄（現名鉄線）の開通などにより、西三河では岡崎に次ぐ経済・文化の中心地となった。昭和 45 年に市制を施行し、現在は、主要国道が通り、名鉄本線、三河線が交差する交通の要衝となっており、名古屋・豊田・刈谷市などのベッドタウンになっている。また、知立駅周辺整備が現在進行中であり、知立駅周辺市街地における拠点性の強化と商業地の活性化、知立駅の高架化に合わせた都市基盤の機能強化、商業や居住などの既存機能の再構築などの事業開発を推進している。

令和 2 年 2 月 1 日現在、人口は 72,479 人、面積は 16.34 平方キロメートルである。

（参考資料 / 知立市ホームページ ほか）

2 調査事項

（1）議会改革の取組及び議会運営について

知立市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2018 ランキングにおいて、総合順位第 27 位となり、議会改革において先進的な市議会である。

特に、政策提言については、市政の各分野における課題を解決するために、市長等の執行機関に対して具体的な政策を積極的に提案している。また、開かれた議会への取り組みの一環として、議会基本条例第 18 条第 3 項に基づき出前講座を実施し、内容に応じた委員会に所属する議員が現地に出向いて議会の役割や仕組み等を説明し、団体やグループと意見交換も行っているほか、議会基本条例に基づく議会活動に取り組んでいる。

3 質疑等（午前 10 時 04 分～午前 11 時 48 分）

知立市議会議長（田中 健）

～ あいさつ ～

議会運営委員長（加藤 拓）

～ あいさつ ～

知立市議会

～ 別添資料に基づき「議会基本条例の制定及びその後の議会運営について」説明 ～

< 質 疑 >

議会運営委員長（加藤 拓）

まず、事前質問の回答をいただければと思います。

市議会議員（風間勝治）

資産公開ですが、目的は政治倫理の確立のためということで、自治法第 92 条の議員の兼業禁止の規定等々が当てはまるかなと考えております。

知立市では、資産公開をそもそもやる必要があるのか、国会議員は法律があるわけですが、そこまでやるのは事務的に大変だろうと考えまして、資産公開条例ではなく、倫理条例の第

4条第2項に規定している実質的に経営に關与する企業というものの定義を行っているところです。これは資産公開という手法ではなく、実質的に経営に關与する企業の定義を行って、その規定に基づいて審査会等の判断で資産公開を求める内容です。

平成22年に市長三役が倫理条例をつくりましたので、議員も必要だということで、平成24年に策定しました。私も当時50議会ぐらいの先進事例を調査しました。パターンとして、単に理念だけつくった条例、理念を定めて市の三役の倫理条例に全てを準ずるという条例、それから、この第4条の工事に対する自治法第92条の2項規定です。これは少数だったなという思いをしています。ただ、せっかく策定するのだったら、全て網羅した形でつくろうと。そして、実質的に倫理審査会の請求があった場合は、第6条でつくれるような条例内容に構築しました。

当時、調べた中では、資産公開があった事例は一、二事例しかありませんでした。憲法第94条の関連等で判例を調べましたが、いろいろな見解に分かれていました。議会の権限に対する立ち位置で判例を出す地裁とか、市民の原則論に立つ考え方とかです。だから、まさしく地方がどういう形でこういうものを確立していくかというのをどんどん外堀を埋め込んで、こういう法令というか、不備な点があるならば地方から盛り上げていくという、こういう制度、地方自治がもう少ししっかりとした立ち位置に立って求めていくということも必要かなというのは、この条例をつくる時に痛感しました。

そういう部分では、認識がそこまで高まらなかったというのが正直なところ一つありますし、そういう環境が成熟していなかったというのが正直なところでありました。

市議会議員（田中 健）

今回、皆さんからご質問をいただいて、改めて我々もそういうことかということで、学ぶ機会をいただいたなと思いました。

墨田区議会は、実際どういう話合いになっているのか、お聞かせください。

議会運営委員長（加藤 拓）

議会基本条例を定めたときに、政治倫理に関する規定をつくるということで、今議論している状況です。来年度以降に条例にするのか要綱にするのかも含めて、議論が始まる場所ですが、議会として同意しているのは、理念的なものではなくて、実効性の高いものをつくっていくということで話が進んでいます。

昨日、堺市議会に視察に行きました。ここは資産公開を規定していて、すごく細かくやっております。そのような事例も勉強させていただきました。これからどうしていこうかと、まさにそういう状態ございまして、どこまでやるのかなというのがこれからの議論というところです。

委員（加納 進）

審査請求があつて政治倫理審査会を開催した実績があるのかどうか。

また、審査員については、議員選出となっていますけれども、外部の有識者等を招く必要があるものと私たちは考えていますが、その辺の議論があつたのかどうか。

資産公開についてですが、今は少なくとも法律の範囲内で決められていることをきちんと守っていれば大きな問題は起きないかと思えます。逆に、資産公開を規定しても悪いこととする議員は悪いことをするので、個人的には資産公開の規定は必要ないとは思っていますけれども、今後、墨田区議会はそういう議論を含めて、話合いをしていくこととなります。今申し上げた審査会のことについて、ご説明いただけますでしょうか。

市議会議員（風間勝治）

確かに、外部有識者を入れるという議論もありました。ただ、制定の背景が短期間でつく

らなければならないということとなどもあり、当面は議員だけで真剣に協議して、最終的に審査会でだめなものは、百条調査権の発動で洗いざらいにする手法もありますし、当面はこの8人以内という形で決まりました。

それから、審査会の機能についてですが、これは12分の1の連署ということで、自治法どおりの規定としましたが、住民の人が30人以上の連署、少しハードルが高いのではないかと、というんじゃないかと、こういう部分もありました。ただし、これは本質とは違った形でこの運用請求につながるおそれがありますので、その辺の懸念というものを考えて、審査請求の最低基準を設けさせていただいた形です。

審査結果の措置としては、議員の辞職勧告の調整とか議長が必要と認める措置と一般的な事例にさせていただいたという形で、この審査会設置のときの議論というのは、今思えば、もう少し充実させていくべきだったと思います。ここが根幹になるので、この辺の見直しをしないといけないという時期には来ている。法体系というのは常に時代とともに見直していく。住民の要望とか社会背景を見極めながら、よりよいものを構築していくというのが基本だと思います。

議会運営委員長（加藤 拓）

墨田区議会では、これから議論していくんですけども、納税や年金保険料ですとか、そういったものの滞納があると、金銭面の状況というのはすぐ分かるのかなと思うんです。そういった納税の公開を盛り込むということについての考え方をお聞きしたいなと思います。

市議会議員（風間勝治）

議員といえども納税状況まで含む条例制定は、少し趣旨が変わってくると思います。

区議会事務局長（浜田将彰）

この政治倫理条例を制定したことによって、事務局職員として何か年間を通して、こういった事務があるとか、そういうのがあれば教えてください。

市議会事務局

審査会の設置等の事務がありますが、現在のところは特に何か変わる事務をしたことはないと考えております。

委員（佐藤 篤）

政治倫理条例の第3条第3項についてですが、議員活動をしていますと、非常にいいアイデアが住民の皆さんや企業の方からあったりして、そのような提案を理事者側に中継ぎすることが日常よくあると思います。これを柔軟に解釈すればそういうこともオーケーだということがあるのかもしれませんが、実際に議員活動に影響が出るということがあったのかどうかお聞かせください。

市議会議員（田中 健）

第3条3項は、議員が議員ではないところで、いろいろな活動をしていく中で、足かせにならないかというような趣旨ですかね。結局この解釈もそうなんですけど、最後のところに不正にその影響力を行使しないことという文言を入れることで、それが不正か不正じゃないかというのはどこで判断するのか、誰が判断するのかということになってくると思います。

公然と議員以外の活動で住民福祉の増進につながると信じて活動していることに関しては、一切そういうことの足かせになることはありません。例えば、売名行為だという中傷があったとしても、それ自体が公然と見て、誰が見てもおかしいだろうという話になればここで議論になると思うので、そういう形にはなっていません。

市議会議員（風間勝治）

議員活動というのは、限定されています。ただ、政務活動費を使った議員活動での公務と

は認められないという流れです。我々は、市内民間団体との付き合い、あるいはそこに所属することも役員としてある場合もあります。そういう場合に、あまりにも制限が強いと十分な議員活動ができない。議会機能に制限がかかるという部分は、考えたには考えました。

ただし、この程度ならば、一般的に自分の目的意識をはっきりと持って、正しいと信じる道を議会の教示をもって進むならば、ここはよっぽどのねじ曲がった発想で、そういうものを有意にして、我田引水でいろいろな金銭とか影響力を駆使して、自分を有意に持っていくというものを防止する狙いで、6項目を入れさせていただいたわけです。その辺は、議員の良心の範囲に任せるとしか言いようがありません。

それで市民が見て、そこが不純だ、少し疑念があるということならば、向こうから声が出るだろうという流れの中で、あとのスムーズな形での運用ができる形にさせていただいたということです。

委員（中村あきひろ）

政治倫理条例の第3条の4、政治活動に関し、企業又は団体から政治的又は道義的な批判を受けるような寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、また同様とすると書いてあるんですが、企業又は団体から政治的又は道義的な批判を受けるような寄附は受けないというところ、具体的にイメージが湧かないんですけれども、その辺の概念的なところを教えてください。

市議会議員（風間勝治）

大都市になりますと個人献金があります。正直言って、我々規模の自治体では到底ありません。基本的には政治資金規正法とか公職選挙法、そっちの該当になったら処罰の対象になってきますので、ここはあくまでも倫理の流れの中で、その辺をきつまんで入れていただいたということなんです。

議会運営委員長（加藤 拓）

それでは、2点目の出前講座についてお願いします。

市議会議員（永田起也）

私ども、議会基本条例の目的を達成するために議会の責務として、市民に対して議会の議決又は運営に係る経緯等情報公開、説明責任を果たさなければならないということで、出前講座のほか、年4回、議会報告会という形で説明責任を果たそうということでやっています。

年間の出前講座の開催ですけれども、実施してからまだ6回ぐらいしか実績がありませんが、来月に申込が入っています。

次に、主な申請者ですが、実績で申し上げますと水道系の団体、保育園団体となっております。申請者の反応ですけれども、議会報告会とか出前講座を開くに当たって、本当に建設的な意見が飛び交うようになりまして、非常にいい関係になっております。そういった意味でも、出前講座の開催等も非常に意義があるものだと思っています。

次に報告書の提出についてですが、要綱の規定に基づき提出が求めています。

市議会議長（田中 健）

報告書は、要点筆記程度です。

市議会議員（永田起也）

アンケート等ですが、出前講座でのアンケートは行っていませんが、直接ご意見をいただいています。

開催場所は、中央公民館が多いです。場所は指定してもらって、費用は講座の申請者が負担していただくという形になります。場所については、要綱で「市内に限る」ものとし、申請者が用意するものと規定しております。こちらから出前講座を行いたい場合は、働きかけ

を行うのかということですが、働きかけ自体はまだやっていますが、今年市制施行50周年、議会も50周年でございますので、今年議会独自で高校生との意見交換会、高校生議会を開催しようかというような計画を予定しています。

次に、テーマについてですが、8テーマ51メニューとなっています。我々は、まだまだ市民に定着していないというところがあります。出前講座の中で、何でこんないいものを積極的にPRしてくれないのかと言われることもあります。なかなか議会としてもPRできなかったところもあるので、たくさん承れるように今後ともやっていきたいと考えています。

市議会議長（田中 健）

基本的には、6回という話だったんですが、大きく分けると、施策や事業に関する問い合わせの内容、例えば先ほどの保育団体は、昨年10月の幼児教育・保育の無償化に伴うさまざまな施策変更について、不安に思っているところを市議会に教えてほしいということで、結果的には情報交換みたいな形ですけども、ご要望もいただいたような形です。

水道系の団体は、普段彼らが抱えている悩み、契約等も含めてですが、そういう現状を議員の皆さんに知っていただきたい、我々はこんなに苦労しているんだということをこういう出前講座という手法を使ってお話しいただいたところです。

公式PRという形でいくと、出前講座については少ないんですが、ただ私もいろいろなどころに行ってお話しさせていただくときに、会ったときには、個人的にこうやってご要望いただくのもいいですけども、逆に言えば団体とかそういう形で、我々としては公式に常任委員会で出前講座に対応できるので、そういう形で申請してみたいかという形でお話はさせていただきます。その際に、一般質問とかそのレベルの延長線になりますが、委員会として受けることができれば、それが委員会としての政策提言につながっていく可能性が出てきますので、そういった部分では、非公式の話合いなのか、公式の話合いなのかという部分の違いは大きいので、その辺が分かってくると出前講座というのは使い勝手がすごくいい手法なのかなと思います。

先ほどお話があった開催場所の用意については、ご批判いただいています。我々も議会報告会も回数を重ねて、市民の方たちと一緒に同じ方向に向かって進んでいこうという気運が高まってきていますので、そういった意味ではこれからの議論になってくると思っています。

委員（たきざわ正宜）

本区は、議会改革特別委員会を議事堂外で年1回開催していますが、どうしても人が集まりません。第1回目の議会報告会で300人が集まったというのを見て、周知の方法とか、どうすれば皆さんが集まってくれるのかなという取組があれば、教えていただきたいと思います。

市議会議長（田中 健）

1回目の300人というのは、この地域で初めてのことだったので目新しさもあるし、マスクも事前に宣伝してくれたということもありました。知立市議会で議会報告会を実施することが、新聞に掲載され、宣伝効果もありました。それを聞きつけた近隣の議員も大勢様子を見に来たみたいなのもあったということです。

人が集まらないというのは同じ悩みで、もちろんPRの方法としてはチラシをつくったり、公共施設にチラシに置いてたり、町内会の回覧板にチラシ入れてもらったり、掲示板にポスターを貼っていただいたりという、いわゆるアナログ的なものであったりとか、議員個人でSNSを活用したりということです。議会としては、ホームページしかツールがありません。議会の事務局でSNSをやっているならば、そういった手段もあるのかなという気はしますが、今余力がないということです。

今回の場合で言うと、実は今までにない新しい取組をします。年4回の議会報告会は、大

体3月議会の後と9月議会の後って予算・決算委員会の後なので、我々も報告をしっかりとしたい。そのことについての市民の方と意見交換をしたいというのがありますが、6月はタウンミーティングという形で、常任委員会ごとに市が抱えている課題やテーマを決めて、それに沿って市民の皆さんと一緒に、この課題を解決するために議員と話し合いたいみたいなタウンミーティング形式にしたり、今度の2月に開催する報告会は、外部講師として龍谷大学の土山先生を招いて、グループディスカッションを予定しています。マスコミに対して記者発表もさせていただいたので、恐らく前日くらいには、地元の有力紙にやるよと載せていただけるのかなと期待はしていますが、そういう努力はしています。

市議会議員（風間勝治）

要綱第7条第2項で、同一の申請者につき1年で2回までに改正しました。当初は、無制限だったんですけども、平等性の観点から途中で改正をしました。それから、この出前講座の重要性というのは、自治法等で傍聴の自由や議事録の公表が規定されています。そういう議事録の公表の進化系だと思っていて、今までは見にくければ閲覧請求を書いてもらって見せてると、こういう高い位置におったんです。これでは通用しない。積極的に投げかけて、市政の状況とか市議会は何をやっているのか理解するということでは、出向くというのは重要です。

委員（あさの清美）

出前講座の講師は委員会の委員が行う旨の規定ですが、委員全員で伺うのでしょうか。そこに、例えば市職員が同席して説明するのかなど、もう少し具体的に教えてください。

市議会議長（田中 健）

議会の出前講座なので市の職員は来ません。我々がそこで説明することは、施策の説明であったとしても議決したものであって、執行部ではありませんので、主に議論の中身や、なぜこういう結論に至ったかという部分について説明します。本来、執行部に対する質問を議会に投げかけてくることもあるので、その辺はきちんとこちらも住み分けをしています。

ただ、答える必要はありますので、そういう問合せをいただいたら帰って執行部に確認して、また回答させていただきますという形で、そこはきちんとやらないといけないかなという感じはします。

委員に関しては、基本的には委員会で対応するので、できるだけ多くの委員のスケジュールが合う形で調整していますが、全員でなければいけないということではありません。基本的に委員は、極力対応するようにという形でお願いしています。

委員（はねだ福代）

出前講座について、事前質問を何問か出させていただいたんですが、これを見たときにすごいなと思ったんです。それは、墨田区でも開かれた議会ということいろいろ行っていますが、こちらは開いているつもりでも、区民の方はなかなかそこに来てくれないとか見てくれないとか、すごく遠い存在だと思われているのが現状です。この出前講座の取組を見て、今背景もお聞きしたので、これから自分たちから出前講座を行いたいときはどうするんですかという質問も出させていただいたんです。

その前に、平成22年12月の定例会において全会一致で設置することになって、その後市民アンケートを行っています。この出前講座もそうですけれども、あと議会報告会と分けたこともすばらしいなと思いました。市民アンケートでは、そのような意見が出て、このような形になってきたのか、お伺いしたいと思います。

市議会議長（田中 健）

アンケートについては、特別委員会ができて具体的に条例を制定していく過程の中で、我々

の自己満足で終わってはいけないということと、我々は主権者である市民のための議事機関であるので、今、市民の皆さんが我々をどう思っているのか知ろうということが最初の一步でした。

ただ、これは一つの側面としてはそういうところがあるんですが、議会改革は大きく二つの柱で動いていて、一つは基本条例の制定、もう一つは定数削減というものがありました。

当時は、かなり逆風を感じました。議会に対して、議員に対してそういうものを感じていて、そんな中で数を減らせというような声はすごくありましたし、当時の選挙でいうと、定数削減、報酬破格だけをスローガンにした議員が事実上トップ当選する雰囲気がかちの中にあったので、それを抑え切ることができない。本来、質的な見直しというのは、我々にとっては機能低下につながるの、量的見直しですね。やりたくないんですけども、やはりそれは避けられないというところでそういう議論もありました。

ただ、もちろん定数削減には反対する議員もいるので、そこでは絶対前に進まないの、民意を問うというのも、一つアンケートをやった理由にあります。

市民の皆さんに、「今、知立市議会 23 人ですけれどもどう思いますか。何人ぐらいが適正だと思えますか」という投げかけを意図的にしたことによって、結果的に多くの市民の皆さんが、20 人ぐらいでいいんじゃないというところがアンケートとしては分かったので、最終的にそこへ話を持っていくことができたというのが一つあります。

8 年たって我々も改革をしていく中で、第 2 回目のアンケートをとらせていただいたんですけども、8 年前は本当に不信感しか感じなかった。市民から議会、議員に対しての不信感しか感じなかった。これではいけないと思ったので、改革を熱心にやってきたという部分もあるんですが、それが 8 年たって今回とったアンケートでは、不信感は大分なくなりました。しかしながら、不透明感はまだ残っています。何をやっているかよく分からない。何か頑張っているみたいというのは分かるけれども、何だかよく分からないということです。不信感が不明感に変わったという、我々としては進化だと思うんですけども、その辺にアプローチできていないところがあって、出前講座や議会報告会を重ねていく中で、市民に身近な議会になっていくために、市議会モニター制度などを通じてアプローチしていきたいと感じています。

市議会副議長（杉山千春）

今回、2 回目のアンケートを実施させていただきました。議長からお話があったように、関心があるかないかというのが最初です。私たちが思っているほど、市民の方は議会に関して関心を持っていらっしゃる。

ただ、今回、議員や議会に対する評価が 10% ぐらい上がりました。そこは私たちも力強く感じています。今回は 10 代、前回は 20 代からという形の世代別でアンケートをとらせていただきました。回答率は少なかったんですけども、10 代の方々は、これからの部分で期待しているという視点をすごく感じました。

議員というのは大変で、いろいろな部分でこれからのことの政策提案をしていただきたいような個人的な意見もたくさんありました。そういった意味では、知立市として私たちもチーム市議会として、いろいろな部分を若い世代の方たちにも積極的に持っていくということで、この夏も高校生議会という形でタウンミーティングを計画しておりますので、2 回目のアンケートは、そういった意味では貴重なご意見をいただいたということで、定期的実施したいと思います。

議会運営委員長（加藤 拓）

3 点目の政策提言に関して、先ほどご説明もありましたが、補足等あればよろしくお願

いたします。

市議会議長（田中 健）

政策提言の手法については、当時、松本市方式と伊賀市方式、松本市というのは常任委員会で提言をしていく。伊賀市方式というのは会派で提案するという形がありました。知立市議会としては、伊賀市方式を採用したような仕組みになっています。

議会改革特別委員会には、全ての会派の議員が入っているので、議会改革特別委員会の中で政策提言をしたいという発議があれば、それを受けて議会改革特別委員会が政策討論会の幹事会に形を変えて、具体的にどういう提言があるのかという話になっていきます。そこで全員の話し合いが出てくるので、最終的にそこでまとまればそれが全員協議会に、いわゆる政策討論会にいても、全会派が賛成していれば当然全議員が賛成するという、手続論的な話ではそういう形をとらせていただいているんですが、会派ごとのという話になると、なかなか一致するのは正直難しいです。1回目から8回目の政策討論会でなかなか実を結ばなかったというのは、そういうところにあるのかなと感じていますが、今回の地方創生の部分について、逆に皆さんが賛同できるようなところで落とすところもある。中身としては素晴らしい内容になっているかと思うんですけども、そういう形をとっているということです。

全議員で行うことのメリット、デメリットという部分より、会派でやる、会派単位でという形の中でやっていくということであると、実は会派よりも委員会のほうがいいなというふうに率直に、今は先ほど言った政策ごとに常任委員会でやっていくような仕組みになっていくといいなと思います。

ただ、成果としては、自分たちで提言していくという、いわゆる単なるチェック機能というところから、自分たちが提言していく、自分たちもつくっていけるんだという今、地方議会に与えられた権限としては非常に大きなプラスの機能です。そこに議員の意識が向かっていったという部分では、例えば一般質問も言いつ放しではなくて、それを提言として政策につなげていくという思考にもつながってくると思います。

市議会議員（風間勝治）

ここは非常に重要な部分です。昔、私が当選した時代は行政監視機能だけで十分戦えました。それからもう一つは、住民の皆様の声を代弁、この程度のことでありました。ところが、平成12年に地方分権一括法や自治法の改正が行われて、地方と国が法律対等、平等にと位置付けられた。それから、機関委任事務が撤廃され、完全撤廃されなくて、一部法定受託事務が残っているというのがまだまだ課題はあると思いますが、どうしても国と地方の構成上、若干残らざるを得ないという思いはしていますが、独自性という部分が非常に重要な部分で、そういうものから権限が委譲される、自主、自立の自分でもできる、そういう部分では政策立案機能というのは、非常に今色濃く求められているというのが実情だと思います。そこをどう我々議会が最高の権限の一つとして、住民、地域のために活用していくかが問われているということです。そういう部分で、この政策討論会はしっかりと機能させる使命があると思います。憲法の前文に、国政は国民の代表者がこれを行行使すとありますが、住民、自治体に置きかえればそういうことです。そういう部分では、この要綱は、従来の議会制度の委員会があるこの体系上のところから、しっかりとした意思形成ができる環境にしなければ、今やはり会派性を運用した内容にしておりますので、合意形成ができ切れないというデメリットがあります。

委員会からの発議ならば、必ずやそこでまとまれば、委員会の機能を駆使して、一つの議会としての意思形成ができると思っていますので、委員会を中心により細かく丁寧に、そし

て地域のために意思決定ができる形で持っていけると一番理想的だと思います。

本市議会もその課題に向けて、今協議の一步遡上に入って、いろいろ基準は後で決めよう、とりあえずやってみましょう、この精神論だけで合意形成を図れたという状況で、明日につなげたいという状況になっているところです。

委員（おおし勝広）

議員提出条例が平成 30 年度だと 3 本ありますが、その 3 本の条例というのは、政策討論会から発生したものでしょうか。

市議会議員（永田起也）

30 年におきましては、議会基本条例をまず改定したのと、それから議会に付すべき事件を定める条例を改正したものです。

委員（おおし勝広）

政策提案ではないということですか。

市議会議長（田中 健）

はい。違います。

まだ 1 本です。議会全体で提言としてまとめて提案したのは、この 1 本です。

委員（中村あきひろ）

先日、あいおいニッセイ同和損保と連携強化して、地方創生を進めていくということで提示されたと思うんですけども、具体的にどういう相乗効果があったのでしょうか。

議会運営委員長（加藤 拓）

今の質問に対しては、お答えできる範囲内で結構です。

市議会議員（永田起也）

相乗効果ということですが、大変難しいご質問です。

委員（佐藤 篤）

墨田区の議会改革の実情をお伝えしたいと思います。

昨日も堺市議会でお話したんですけども、本区の場合は政策会議というのをこれからつくります。その中で事例を全会一致で基本的に進めて、特別委員会というのを立ち上げる。また、これはいろいろなところで披露しているんですけども、多分日本初だと思うんですが、議会基本条例の中に事務局提案権を入れました。チーム議会の一員ということで、事務局が事務局の立場として議会に提案をできるということです。

議会運営委員長（加藤 拓）

今回、ペーパーレス化、傍聴規則の改正について、委員会の運営上の課題の解決といった提案が出てきておりまして、我々も受け入れようかなということをやっています。

市議会議長（田中 健）

参考にさせていただきたいと思います。

議会運営委員長（加藤 拓）

ほかに質問がなければ、これで終了いたします。

～ 委員長終了あいさつ ～

以上